

様式第8号

指定管理者の選定結果（公募用）

- 1 施設 の 名称 静岡市こどもクリエイティブタウン
- 2 指定管理者の名称 株式会社丹青社
- 3 指 定 期 間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

4 選定の経緯

(1) 公募

- ア 募 集 期 間 令和3年10月4日～令和3年11月2日
- イ 申請団体（順不同） 株式会社丹青社

(2) 審査方法

ア 審査の種類

- (ア) 書 類 審 査 令和3年11月17日
- (イ) プレゼンテーション 令和3年11月17日

イ 審査委員会

- 委員長 大村 博（経済局次長）
- 委 員 金丸 貴之（産業政策課長）
- 〃 谷川 良英（産業振興課長）
- 〃 大石 彰男（静岡経済研究所 主任研究員）
- 〃 岸本 道明（静岡大学 特任教授）

ウ 審査基準（審査表）

様式第18号「指定管理申請者審査表」のとおり

エ 決定方法（審査方法）

各審査委員が、提出書類とプレゼンテーションの結果に基づき上記審査項目について採点し、総合得点により決定する。

各審査委員が、書類審査とプレゼンテーションの結果に基づき上記審査項目について採点し、総合点数により決定する。

(3) 審査結果

ア 選定された団体の名称及び点数

- (ア) 名 称 株式会社丹青社
(イ) 点 数 88点／100点満点（市が設定した最低基準点70点）
(ウ) 指定管理料提示額 91,212千円

イ 総 評（選定の理由等）

- ・施設の設置目的等を十分に理解し、次世代を担う人材育成に向けて、将来的、長期的な運営を目指す考え方が示されていること。
- ・これまでの指定管理業務を通じて蓄積した地元企業等とのネットワークやノウハウを生かした、ものづくり体験や社会や経済の仕組み、地元企業・産業を知る講座等が計画されていること。
- ・仕様書で定めた以上の人員を配置する計画となっており、またその人員についても、施設の運営経験を有している者が確保されていること。

(4) 指定管理者選定委員会

委員長 総務局長

委 員 総務局次長、市民局次長、観光交流文化局次長、環境局次長、
保健福祉長寿局次長、保健衛生医療部長、子ども未来局次長、経済局次長、
農林水産部長、都市局次長

(5) 市議会の議決 令和4年3月18日

(6) 指 定 令和4年3月23日

(7) 公 告 令和4年3月28日

指定管理申請者審査表

施設の名称 静岡市こどもクリエイティブタウン

基本項目	審査項目	比重①	評価②	点数①×②
【15点】 事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。	1 施設の運営方針は明確で十分な内容か。	× 1		
	2 施設の設置目的や市が示した仕様書の内容を十分に理解し、それが事業計画に反映されているか。	× 2		
	【所見欄】			
【40点】 事業計画が施設の効果的、効率的な管理を実現するものであること。	1 市が示した目標値を達成するために、どのように取り組むか方針が示されているか。	× 2		
	2 企業や地域（商店街）等と連携した施設運営や事業展開が示されているか	× 2		
	3 ボランティアや小学校卒業生が施設運営に関わる事業計画となっているか。	× 1		
	4 施設の利用促進のための工夫やPR計画は適切か。	× 1		
	5 施設の維持管理及び運営の事業計画を実施するために、必要な予算措置がなされているか（収支計画は妥当か）。	× 1		
	6 市が示した指定管理料の上限額に対し、適正な範囲内で提示されているか。	× 1		
	【所見欄】			

<p>事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。【35点】</p>	1 当該施設の指定管理者としての実績は十分か。又は、類似施設の管理運営は十分か。	× 2	4	8
	2 定款等に定められた団体の業務内容が指定管理を行うのに適しているか。	× 1		
	3 必要な人員が確保されているか（又は新規雇用等が確実に見込めるか）。	× 2		
	4 職員の指導育成、研修計画等が整備されているか。	× 1		
	5 個人情報保護や事故・災害の予防、環境への配慮についてその重要性を認識し、対策を講じているか。	× 1		
	【所見欄】			
<p>管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有して</p>	1 財務諸表等の状況（損益計算書又は収支計算書において損失が出ていないか、貸借対照表において債務超過となっていないか、流動比率は適正か）	× 1	5	5
	2 過去数年間に於ける利益又は損失の状況（損失が続いていないか）	× 1	5	5
	【所見欄】			

評価：優れている…5、やや優れている…4、普通…3、やや劣っている…2、劣っている…1
 当該施設の指定管理者としての実績に関する審査項目の配点は、原則として満点の10%とすること。

満点	最低基準 (70%)	合計点数
100点	70点	点

【意見欄】